



熊本県公報

第 1 2 2 8 3 号

平成 26 年 1 月 21 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 10
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (") 11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更…………… (") 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の辞退…………… (") 14
- 救急医療機関に関する認定…………… (医療政策課) 15
- 仮設鋼材の処分…………… (道路整備課) 15
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 16
- 土地改良事業計画…………… (農村計画課) 16
- 大規模小売店舗立地法に基づく承継届出…………… (商工振興金融課) 16
- 芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部医会の開催…………… (芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 17
- 口頭による開示請求をすることができる個人情報の改正…………… (病院局総務経営課) 17

告 示

熊本県告示第 3 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 25 年 1 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ステップサポート益城 上益城郡益城町福富 1 1 0 7	株式会社 サン・シーエル 熊本市中央区国府本町 6 番 3 号東方ビル 1 F 石川 哲男	自立訓練（生活訓練）	平成 26 年 1 月 31 日

熊本県告示第 3 6 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 3 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 26 年 1 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
南阿蘇村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
南阿蘇村（次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第37号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 池上川（201-1-034）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区池上町及び上高橋二丁目
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 豊石第2谷（貉谷川）（201-1-044）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町東門寺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 天水湖-1（201-1-033-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市西区河内町白浜
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 天水湖-2（201-1-033-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町白浜
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 白浜-1（201-1-034-1）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町白浜
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 白浜-2 (201-1-034-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町白浜
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 白浜-3 (201-1-034-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町白浜
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 南丸尾-1 (201-1-035-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市西区河内町白浜
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 南丸尾-2 (201-1-035-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市西区河内町白浜
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 尾跡 (201-1-053)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町船津
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 尾跡 (2) (201-1-054)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町船津
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 2 小川内（201-1-055）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町船津
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 3 船津-1（201-1-056-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町船津
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 4 船津-2（201-1-056-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町船津
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 5 新地2-1（201-1-058-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町船津
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 6 新地2-2（201-1-058-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町船津
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 7 民洞-1（201-1-059-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町船津
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 民 洞-2 (201-1-059-2)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市西区河内町船津
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 民 洞-3 (201-1-059-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町船津
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 田 代-1 (201-1-060-1)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市西区河内町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 田 代-2 (201-1-060-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 田 代-3 (201-1-060-3)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市西区河内町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 田 代-4 (201-1-060-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 清 田 (201-1-090)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町河内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 25 葛山-1（201-1-091-1）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町河内
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 26 葛山-2（201-1-091-2）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町河内
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 27 葛山-3（201-1-091-3）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町河内
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 28 花園7丁目1（201-1-092）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区花園七丁目
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 29 花園7丁目2（201-1-093）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区花園七丁目
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 30 平（201-1-094）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区花園六丁目、花園七丁目
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 花園6丁目(201-1-095)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市西区花園六丁目、花園七丁目
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 花園5・6・7丁目(201-1-096)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市西区花園五丁目、花園六丁目、花園七丁目
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 花園4・5丁目-1(201-1-098-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市西区花園四丁目、花園五丁目
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 花園4・5丁目-2(201-1-098-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市西区花園五丁目
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 花園5丁目2(201-1-101)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市西区花園五丁目
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 寺原-1(201-1-113-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市中央区京町本丁及び壺川二丁目並びに西区稗田町
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 37 寺原-2 (201-1-113-2)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市西区稗田町
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 38 寺原-3 (201-1-113-3)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市中央区壺川二丁目及び西区稗田町
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 39 稗田町 (201-1-114)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区稗田町及び出町並びに北区津浦町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 谷尾崎町・島崎3丁目(戸坂町・横手4丁目) (201-1-139)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区戸坂町及び横手四丁目
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 41 南平(2)(北平) (201-1-163)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区池上町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 42 春日町 (201-1-172)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区春日六丁目、春日七丁目、春日八丁目及び池上町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 43 前平 (201-2-028)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町大多尾
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 甲 後坂 (201-2-040)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区河内町白浜
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 前川 (201-2-068)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区花園七丁目
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 池上町 (201-2-088)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市西区池上町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 林ノ下 (201-3-021)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区北迫町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 舞足 (201-3-022)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区北迫町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 垣添 (201-3-038)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区万楽寺町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 0 菰田（201-3-039）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区立福寺町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 1 付山（201-3-041）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区立福寺町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 2 浦畑・日の迫（201-3-044）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区硯川町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 3 惣門・東門寺（201-3-048）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市北区立福寺町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
訪問介護事業所 元気な家 合志市須屋165-5	株式会社サンコーライフサポート 福岡市中央区今川一丁目12番38号 橋本 一郎	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	平成26年2月1日

熊本県告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成26年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

事業所の名称及び所在地	指定年月日
地域密着型特別養護老人ホーム 聖和園 天草市下浦町2081番地7	平成25年11月20日

熊本県告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーション くわの実 荒尾市上平山439番地1	株式会社レジデンスリペア二友 荒尾市上平山439番地1	平成25年12月 1日
ヘルパーステーション 森のやすらぎ荘 八代市東陽町南1072番地の12	有限会社黒田建設 八代市東陽町南1072番地の6	平成25年12月 16日
訪問介護ステーションオリーブ 八代市永碓町689-2	株式会社オリーブ 八代市古閑浜町2825番地8	平成25年12月 9日
ヘルパーステーション ともづな 菊池市西寺1581番地	株式会社ともづなりハサービス 合志市野々島5677番地40	平成25年12月 1日

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ともづな 菊池市西寺1581番地	株式会社ともづなりハサービス 合志市野々島5677番地40	平成25年12月 1日

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイ・サービスセンター 松樹苑 上益城郡甲佐町岩下49番地	医療法人谷田会 上益城郡甲佐町岩下123番地	平成25年12月 2日
デイサービスきおう 宇城市不知火町高良1961番地2	株式会社きおう 宇城市不知火町高良1961番地2	平成25年11月 1日
デイサービスセンター しらさぎ 天草市天草町下田北1255番地1	株式会社北寿会 天草市天草町下田北1255番地1	平成25年12月 10日
デイサービスオリーブ 八代市古閑浜町2825番地8	株式会社オリーブ 八代市古閑浜町2825番地8	平成25年12月 9日
健人堂リハビリデイサービス 人吉市上林町802番地1	健人堂株式会社 人吉市瓦屋町1639番地15	平成25年12月 19日
照古苑ひまわりホームデイサービス 宇土市松山町1988番地	社会福祉法人白日会 宇土市南段原町161-2	平成25年12月 10日

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
照古苑ひまわりホームショートステイ 宇土市松山町1988番地	社会福祉法人白日会 宇土市南段原町161-2	平成25年12月10日

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
福祉用具 くわの実 荒尾市上平山439番地1	株式会社レジデンスリペア二友 荒尾市上平山439番地1	平成25年11月29日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーション くわの実 荒尾市上平山439番地1	株式会社レジデンスリペア二友 荒尾市上平山439番地1	平成25年12月1日
ヘルパーステーション 森のやすらぎ荘 八代市東陽町南1072番地の12	有限会社黒田建設 八代市東陽町南1072番地の6	平成25年12月16日
訪問介護ステーションオリーブ 八代市永碓町689-2	株式会社オリーブ 八代市古閑浜町2825番地8	平成25年12月9日
ヘルパーステーション ともづな 菊池市西寺1581番地	株式会社ともづなりハサービス 合志市野々島5677番地40	平成25年12月1日

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ともづな 菊池市西寺1581番地	株式会社ともづなりハサービス 合志市野々島5677番地40	平成25年12月1日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイ・サービスセンター 松樹苑 上益城郡甲佐町岩下49番地	医療法人谷田会 上益城郡甲佐町岩下123番地	平成25年12月2日
デイサービスセンター しらさぎ 天草市天草町下田北1255番地1	株式会社北寿会 天草市天草町下田北1255番地1	平成25年12月10日
デイサービスオリーブ 八代市古閑浜町2825番地8	株式会社オリーブ 八代市古閑浜町2825番地8	平成25年12月9日
健人堂リハビリデイサービス 人吉市上林町802番地1	健人堂株式会社 人吉市瓦屋町1639番地15	平成25年12月19日
照古苑ひまわりホームデイサービス 宇土市松山町1988番地	社会福祉法人白日会 宇土市南段原町161-2	平成25年12月10日

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
照古苑ひまわりホームショートステイ 宇土市松山町1988番地	社会福祉法人白日会 宇土市南段原町161-2	平成25年12月10日

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
福祉用具 くわの実 荒尾市上平山439番地1	株式会社レジデンスリペア二友 荒尾市上平山439番地1	平成25年11月29日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日

福祉用具 くわの実 荒尾市上平山439番地1	株式会社レジデンスリペア二友 荒尾市上平山439番地1	平成25年11月 29日
---------------------------	--------------------------------	-----------------

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
福祉用具 くわの実 荒尾市上平山439番地1	株式会社レジデンスリペア二友 荒尾市上平山439番地1	平成25年11月 29日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ケアプラン くわの実 荒尾市上平山439番地1	株式会社レジデンスリペア二友 荒尾市上平山439番地1	平成25年11月 29日
居宅介護支援事業所 森のやすらぎ荘 八代市東陽町南1072番地の12	有限会社黒田建設 八代市東陽町南1072番地の6	平成25年12月 16日
ケアプランセンターきおう 宇城市不知火町高良1961番地2	株式会社きおう 宇城市不知火町高良1961番地2	平成25年12月 1日

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社 船の尾薬局 天草市船之尾町9-19	平成25年12月12日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社 船の尾薬局 天草市船之尾町9-19	平成25年12月12日
白梅病院 水俣市浜4089番地1号	平成25年10月9日

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
照古苑ひまわりホーム 宇土市松山町1988番地	平成25年12月10日

熊本県告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
キラリ	菊池郡菊陽町光の森 3丁目4-5	事業所所在地		平成25年 11月19 日
		菊池郡大字 津久礼34 39-5	菊池郡菊陽 町光の森3 丁目4-5	

(福祉用具貸与)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	

スマイルワークス	菊池郡大津町大字杉水3421-18	事業所所在地		平成25年 11月1日
		菊池郡大津町大字大林716番地3	菊池郡大津町大字杉水3421-18	

(介護予防訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
キラリ	菊池郡菊陽町光の森3丁目4-5	事業所所在地		平成25年 11月19日
		菊池郡大津久礼3439-5	菊池郡菊陽町光の森3丁目4-5	

(介護予防福祉用具貸与)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
スマイルワークス	菊池郡大津町大字杉水3421-18	事業所所在地		平成25年 11月1日
		菊池郡大津町大字大林716番地3	菊池郡大津町大字杉水3421-18	

(特定福祉用具販売)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
スマイルワークス	菊池郡大津町大字杉水3421-18	事業所所在地		平成25年 11月1日
		菊池郡大津町大字大林716番地3	菊池郡大津町大字杉水3421-18	

(特定介護予防福祉用具販売)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
スマイルワークス	菊池郡大津町大字杉水3421-18	事業所所在地		平成25年 11月1日
		菊池郡大津町大字大林716番地3	菊池郡大津町大字杉水3421-18	

熊本県告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により次の指定介護機関から辞退の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年1月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

(短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	辞退年月日
山鹿中央病院 山鹿市山鹿1000番地	平成25年12月31日

(介護予防短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	辞退年月日
山鹿中央病院 山鹿市山鹿 1 0 0 0 番地	平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日

(介護療養施設サービス)

事業所の名称及び所在地	辞退年月日
山鹿中央病院 山鹿市山鹿 1 0 0 0 番地	平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日
中川外科医院 八代市横手町 1 5 1 2 の 3	平成 2 5 年 5 月 1 日

熊本県告示第 4 3 号

救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する
平成 2 6 年 1 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
保利病院	山鹿市古閑 9 8 4	平成 26 年 1 月 8 日から 平成 29 年 1 月 7 日まで
山鹿市民医療センター	山鹿市山鹿 5 1 1	平成 26 年 1 月 8 日から 平成 29 年 1 月 7 日まで

公 告

熊本県公告第 2 6 号

県有財産を次のとおり売却する。
平成 2 6 年 1 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
山鹿市山鹿地内
日田鹿本線仮橋撤去に伴う発生鋼材 7 2 トン
- 2 入札期日
平成 2 6 年 2 月 4 日（火） 午前 1 0 時
- 3 入札場所
山鹿市山鹿 1 0 2 6 - 3 熊本県県北広域本部鹿本地域振興局 2 階中会議室
- 4 入札の方法
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の金額があるときは、その端数を切り捨てたものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 5 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札保証金
入札に参加しようとする者は、契約希望金額の 1 0 0 分の 5 以上の金額を入札保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は契約担当者が確実に認める金融機関（熊本（4 3 0 1）手形交換所加盟金融機関をいう。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 6 開札期日
入札終了後即時
- 7 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を契約と同時に契約保証金として納入するものとする。この場合において、納入は、熊本県が発行する納入通知書により払い込み、その写しを提出しなければならない。
- 8 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していない者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2

- 条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 9 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成26年2月3日(月) 午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
提出先 山鹿市山鹿1026-3 熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課
- 10 入札に参加しようとする者は、9の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類及び委任状
- 11 その他
(1) 契約締結期限 平成26年2月7日(金)
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 鋼材の搬出期限 契約書により指定する。
(4) 契約の履行に当たっては、物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、重量比に
応じて契約金額の変更について契約を行うものとする。
(5) 契約締結場所 山鹿市山鹿1026-3 熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総
務振興課
(6) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊
本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本
県規則第11号)等を承知のうえ入札するものとする。
(7) 問合せ先
熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課(電話0968-44-2143)

熊本県公告第27号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池市泗水町吉富2049番地
- 2 築造者の氏名 實田伸次
- 3 道路の位置 菊池市泗水町吉富字北原2171番6
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.29メートル
- 5 道路の延長 65.13メートル
- 6 指定年月日 平成26年1月8日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第171号

熊本県公告第28号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営和水西部地区(大平・矢部谷工区)土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して

15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営和水西部地区(大平・矢部谷工区)土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年1月22日から平成26年2月19日まで
- 3 縦覧場所
和水町役場

熊本県公告第29号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成26年1年21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール熊本

- 1 上益城郡嘉島町大字上島字長池2232
- 2 大規模小売店舗の譲渡があった年月日
平成25年11月22日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

承継前	イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎 双一 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
承継後	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

- 4 大規模小売店舗の譲渡の理由
建物を信託譲渡したため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積
59,000平方メートル
- 6 届出年月日
平成26年1月7日

登載依頼

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成25年度芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成26年1月21日

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成26年1月22日（水）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号
熊本県水俣保健所 2階 会議室
- 3 議題
(1) 救急告示医療機関の更新について
(2) 管内の救急活動状況について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号
熊本県芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県水俣保健所総務企画課)
(電話0966-63-4104)

熊本県病院局告示第1号

平成22年1月29日熊本県病院局告示第1号（口頭による開示請求をすることができない個人情報）を次のように改正したので、熊本県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成20年熊本県病院局管理規程第16号）の規定により告示する。
平成26年1月21日

熊本県病院事業管理者 向 井 康 彦

表中「1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位」を「受験者に対して総合得点及び総合順位」に改め、熊本県病院局非常勤職員採用試験（病棟業務補助員）の項の次に次のように加える。

熊本県病院局非常勤職員採用試験（施設設備保守監督員）	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日 から1月	病院局総務経営課
----------------------------	-------------------	----------------	----------